

平成26年 2月 17日

各 位

会社名 株式会社シード
代表者 代表取締役社長 浦 壁 昌 広
(コード番号 7743・JASDAQ)
問い合わせ先 取締役管理本部長 鎌田 清
TEL 03-3813-1111 (大代表)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成26年2月17日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

記

【本資金調達目的】

当社グループは、昭和32年10月9日の設立以来、「眼に関する専門総合メーカー」として、“お客様の「見える」をサポートします”という社会的使命のもと、コンタクトレンズのみならず、コンタクトレンズケア用品、眼鏡、眼内レンズ等を取扱い、半世紀以上に亘って幅広く事業を展開しております。

平成3年、外資系メーカーが使い捨てコンタクトレンズを日本市場に投入以降、市場は急速に使い捨てタイプにシフトしていく中、従来型コンタクトレンズを主に扱っていた国内メーカーは、苦戦を強いられることとなり、当社グループにおいても売上が伸び悩んでおりました。

業績の回復を図るため、平成16年6月、国産初の2週間交換コンタクトレンズを発売。その後、平成19年7月に埼玉県鴻巣市に鴻巣研究所を竣工し、平成21年3月に、これも国産では初めてとなる1日使い捨てコンタクトレンズを発売するに至りました。弛まぬ研究開発を続け、新製品を投入し、生産規模を拡大していくと共に、国産ならではの品質を武器に積極的な営業活動を行い、ここ数年において業績伸長を実現しております。そして、少子化の影響が懸念される国内市場を踏まえ、永続的な成長を実現するために、拡大しつつあるアジアを中心とした海外のコンタクトレンズ市場に進出をしております。中国上海やシンガポール等に現地法人を設立し、営業活動を開始し、ベトナム等の地域では代理店を選定し販売を進めております。また、自社素材のソフトコンタクトレンズの特性を活かして、コンタクトレンズに薬剤を含ませ徐々に放出して治療を可能にする「DDS（ドラッグデリバリーシステム）」機能を備えたコンタクトレンズの開発といった、医薬分野との融合という新たなチャレンジにも取り組み始めたところであります。

このような中で、平成26年3月期を『世界に通用する“日本のシード”』の礎を築くための起点と位置付けた3ヶ年中期経営計画を策定いたしました。伸長する市場へ積極的に経営資源を投下し、「生産能力の増強と新商品開発」、「商品施策の展開（オンリーワン商品の拡大）」等の方針を遂行することで、収益性の向上、事業基盤の強化を図っておりますが、シェア拡大のための製品供給安定化や、細分化する消費者ニーズに応じた機能性商品の多品種少量生産が可能な製造能力の拡張が急務となっており、この度の自己株式の処分による資金調達を行うこととなりました。

本調達資金を、鴻巣研究所の敷地内に建設中の新棟（2号棟）建設資金及び製造設備の新設資金の一部に充当し、製造能力を増強、研究開発力を高めることで、安定した製品の供給ならびにお客様のニーズに合った様々な機能を有するコンタクトレンズを提供し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。また、この度の自己株式の処分は、株式分布状況の改善や流動性を今後さらに高めていくことも目的としております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 783,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年2月26日(水)から平成26年3月4日(火)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年3月11日(火)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦壁 昌広に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 117,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から117,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成26年3月12日(水)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦壁 昌広に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 117,000株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 野村證券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成26年3月26日（水）
- (5) 払込期日 平成26年3月27日（木）
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 浦壁 昌広に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から117,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、117,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年2月17日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式117,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成26年3月27日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年3月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,409,773株	(平成26年1月31日現在)
一般募集による処分株式数	783,000株	
本件第三者割当による処分株式数	117,000株	(注)
本件第三者割当後の自己株式数	509,773株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数(処分株式数)の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限1,529,720,000円について、平成27年6月までに、当社鴻巣研究所(埼玉県鴻巣市)に建設中の新工場建物(2号棟、平成26年8月完成予定)の建設資金及び製造設備(平成27年3月完成予定)の新設資金の一部に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、平成26年2月17日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社鴻巣研究所 (埼玉県鴻巣市)	コンタクトレン ズ・ケア用品事 業	コンタクトレン ズの製造・研究 開発棟(建物)	2,452	— (注)3	自己資金、借 入金及び自己 株式処分資 金(注)2	平成25年 10月	平成26年 8月	完成後、月産約1,000万 枚(1日使い捨てコンタ クトレンズ換算)規模の 生産設備の設置が可能
		コンタクトレン ズの製造・研究 開発棟(製造設 備)	2,193 (注)4	—	自己資金、借 入金、リース 及び自己株 式処分資金 (注)2	平成25年 12月	平成27年 3月	月産約500万枚 (1日使い捨てコンタク トレンズ換算)の生産量 増加

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 資金調達方法欄の自己株式処分資金は、今回の一般募集及び本件第三者割当による調達資金であります。
 3. 投資予定金額の既支払額には、決済手段として振り出している約束手形444百万円(平成26年2月28日付)は含めておりません。
 4. 投資予定金額の総額には、受給が決定している「平成24年度円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金」638百万円は含めておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う平成26年3月期の業績に与える影響はありません。なお、当社は、本日付で、平成26年3月期の通期業績予想(連結・個別)を修正しております。詳細は、本日公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主の皆様可能な限りの配当継続を実施することを重要課題とし、経営体質強化と事業拡大のための内部留保確保等を勘案した上で、利益還元を継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、これら剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、経営体質強化と事業拡大のための備えと位置付けており、国内における事業再編施策や海外における事業拡大等に有効的に投下してまいりたいと考えております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	14.93円	24.32円	125.82円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5.00円 (-)	10.00円 (-)	20.00円 (-)
実績連結配当性向	33.5%	41.1%	15.9%
自己資本連結当期純利益率	2.1%	3.3%	15.7%
連結純資産配当率	0.7%	1.3%	2.3%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	320円	278円	261円	1,025円
高 値	399円	335円	1,310円	2,245円
安 値	252円	232円	245円	688円
終 値	283円	253円	1,025円	1,813円
株価収益率	18.96倍	10.40倍	8.15倍	-

- (注) 1 平成26年3月期の株価については、平成26年2月14日現在で表示しています。
- 2 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である新井隆二、浦壁昌広及び新井隆康は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨並びに新井隆二は、新井隆二が委託者として当社株式の保管及び管理を目的とした信託契約を締結しているみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社及び株式会社SMB C信託銀行（以下「信託銀行」と総称する。）の所有株式についても、信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上